

勝山市監査公表第4号

地方自治法第199条第14項の規定により、勝山市長から監査の結果に基づき措置を講じた通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年6月28日

勝山市監査委員 藤村 敏夫
勝山市監査委員 帰山 寿憲

記

- 1 監査対象
令和4年度定期監査 第一次分、第二次分
- 2 措置内容
別紙のとおり

(別紙)

監査の結果に基づく措置について（令和4年度一次分）

監査の結果（指摘事項等）	措置内容又は措置方針等（改善等内容）
<p>【総務課 まちづくり会館】</p> <p>現金の適正な管理について</p> <p>現金の適正な管理については、令和2年度の定期監査において改善を求め、その講じた措置として、「出納簿に記載し、常時、残高を明確にし、現金管理を徹底した」と教育委員会教育長から通知を受けたところである。しかしながら、出納簿が整備されていない、又は、相当な期間の出入金の記録がないといった不適切な事案が見受けられたので、講じた措置が継続して実施されるよう求めた。</p>	<p>改めて現金出納簿の運用方法を確認し、整備するよう各館に周知しました。特に、勝山まちづくり会館は現金取扱いが多いため出納簿を見直し、適正な管理方法を講じました。</p>
<p>【総務課 まちづくり会館】</p> <p>まちづくり会館の業務について</p> <p>各地区のまちづくりを推進するため、令和4年度から公民館がまちづくり会館化された。今後、半年間かけて、各地区でまちづくり会館のあり方を協議していくこととされているが、制度や運用の変更について、市民の理解を得られるよう積極的な周知に努めるよう求めた。なお、まちづくり会館職員に対しては、適正な事務執行が定着するよう、定期的な研修会の実施を検討するよう求めた。また、今後は「にこにこ地域づくり交付金」による事務の増加が見込まれる。現在、まちづくり会館では多くの団体の会計事務を取り扱っているが、本来業務に支障をきたすことも懸念される。団体の自立的な活動を促進する観点からも、事務移管について検討するよう求めた。</p>	<p>まちづくり会館化については広報による周知と共に、各地区に市職員の中から地域と行政の橋渡しをする「地域担当職員」を配置し、地域の理解、協力を得られるような体制を整えました。</p> <p>また、まちづくり会館職員に対しては、定期的に研修会を実施しています。</p> <p>さらに、まちづくり会館が取り扱う団体の会計事務の軽減を図り、「にこにこ地域づくり交付金」に係る事務の増加に対応できるよう対策を講じました。</p>

監査の結果（指摘事項等）	措置内容又は措置方針等（改善等内容）
<p>【総務課 まちづくり会館】</p> <p>施設等の管理について</p> <p>荒土まちづくり会館では、今年度大規模改修が予定されている。利便性の向上が図られるよう改修内容を関係者と協議するよう求めた。また、同会館1階の会議室横に多量の灯油が保管されていたので、安全管理の面から適切な管理を求めた。</p>	<p>荒土まちづくり会館の大規模改修においては、地元の方と会館の利用方法について協議を進めました。</p> <p>また、火災予防のため必要以上の灯油保管を行わないよう注意喚起しました。</p>
<p>【未来創造課】</p> <p>適正な予算管理について</p> <p>さわやか大学運営事業委託料について、補正予算の算定にあたり、対象経費の数値確認を誤ったため、執行予定額以上の減額補正を3月補正予算で行っていた。また、その後、これによる予算の不足額を補填するために予算流用を行っているが、その手続きを出納整理期間中に行うなど不適切な事務処理が見受けられた。予算管理にあたっては、慎重かつ適正に行うよう注意を求めた。</p>	<p>予算管理については複数人でのチェックを基本とし、特に委託料や補助金額に関することについては、相手方と電話のみで協議するのではなく、書面でやり取りするなど慎重に行うよう周知しました。</p>
<p>【未来創造課】</p> <p>契約及び予算の適正な事務執行について</p> <p>成人式集合写真の単価契約について、令和3年度に履行期限を翌年度（令和4年4月28日）とする契約を締結しているが、その内容は、単価を主として基本的事項を定めたにすぎず、契約時に総数量が確定しないものである。そのため、支出負担行為として整理する時期は、会計事務規則第38条の規定により「請求のあったとき」となるところ、予算配当は令和3年度のみであった。契約にあたっては、予算や関係法令等について確認され、適切に事務を執行するよう求めた。</p>	<p>契約については予算や関係法令等を確認し、履行期限を翌年度に跨ぐことがないよう適切な事務処理を徹底しています。</p>

監査の結果（指摘事項等）	措置内容又は措置方針等（改善等内容）
<p>【未来創造課】 補助金の適正な事務について</p> <p>勝山市壮年連絡協議会において、令和3年度の協議会日より発行事業が中止となったが、補助金実績報告では実施したと報告されていた。当該団体は、市が事務局を取り扱っている。事務局としての確認はもちろんのこと、補助金事務としての確認も怠ることのないよう注意を求めた。</p>	<p>補助金の事務に関しては、提出書類の確認の徹底と、複数人でのチェックを必須とすることとしました。</p>
<p>【未来創造課】 請求書受領後の支払いについて</p> <p>スキー場リフト割引券取扱業務委託料について、請求書を受領後、契約書に定める30日を超えて支払っている事例が見受けられた。請求書受領後は、定められた期限内に支払われるよう注意を求めた。</p>	<p>課内及び係内で職員のスケジュール共有・管理を徹底し、支払事務に限らず期限に遅れないよう注意喚起しました。</p>
<p>【未来創造課】 市民活動ネットワークのあり方と越前大仏門前町活性化事業への参画について</p> <p>市民活動センター運營業務を入居団体で構成する市民活動ネットワークに委託しているが、これまでの定期監査において、団体のあり方と委託料の内容の見直しを検討するよう求めてきたところである。今回、行政組織の機構改革により、越前大仏門前町活性化事業が未来創造課の事業となった。市民活動ネットワークは、従来から越前大仏門前町活性化委員会に参加しており、今後は同じ課の業務として、ともに両者の活動の広がりにつなげられるよう、具体的な対策を講じるよう求めた。</p>	<p>市民活動ネットワークと越前大仏門前町活性化委員会が連携して事業が実施できるよう、各イベントの前に連絡調整会議等を実施するなど協力体制を整えました。</p>

監査の結果（指摘事項等）	措置内容又は措置方針等（改善等内容）
<p>【未来創造課】 自動販売機の使用料について</p> <p>自動販売機は市役所庁舎や体育、文化施設等に設置されているが、行政財産目的の外使用料の取扱いがそれぞれ異なっている。設置に関する経緯があると思われるが、取扱いについて引き続き検討を求めた。なお、一部の自動販売機の売上がスポーツや文化関係団体の財源になっているが、設置場所により売上が異なるため、全体のバランスを考慮した使用料の取扱いについて検討するよう求めた。</p>	<p>令和4年7月28日付、勝財発275号で発出された「自動販売機の設置に係る行政財産の目的外使用料及び減免等の取り扱いについて」に基づき、適正な取扱いに移行しました。</p>
<p>【未来創造課】 勝ち山花物語事業補助金について</p> <p>例年、弁天桜開花時期に合わせて、弁天付近の三地区がぼんぼりの設置やライトアップを行い、その経費の一部を補助している。令和4年度は一地区のみの実施となったが、三地区が共同して取り組めるように対処するよう求めた。</p>	<p>令和4年度については、事前に三地区の代表が集まり弁天桜のライトアップ等について協議しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、三地区が共同で実施することを見合わせました。次年度以降は本来のように三地区が共同して実施できるよう事前の依頼等をしていきます。</p>
<p>【未来創造課】 市立図書館の自動ドア修繕について</p> <p>図書館入口の自動ドアの故障について、近年の暑さ対策として冷房は必需であり、早急な対応を検討するよう求めた。</p>	<p>図書館入口の自動ドアは、早急に修繕をしました。</p>
<p>【未来創造課】 備品の管理について</p> <p>行政組織の機構改革により所管替えとなった備品について、昭和58年購入の電子レンジや平成元年購入のエアコン等が見受けられた。これらは取得後40年近く経過していることから、安全面や電気料等を考慮し、除却や更新を適正に行うよう求めた。</p>	<p>各備品の使用頻度などを確認し、必要なものについては予算を要求して更新し、不要なものについては除却します。</p>

監査の結果に基づく措置について（令和4年度二次分）

監査の結果（指摘事項等）	措置内容又は措置方針等（改善等内容）
<p>【上下水道課】 所管の公用車について 所管の公用車について、今年度一度も使用していないものが1台見受けられた。走行距離が20万kmを超え、故障が頻発するといった場合は廃車にするなど、適切に管理するよう求めた。</p>	<p>令和4年12月に廃車を行いました。</p>
<p>【上下水道課】 大蓮寺バイパス幹線整備工事について 大蓮寺バイパス幹線整備工事について、長年工事が続いているが、市民にはいつ終わるのかわかりにくいのが現状である。については、広報等を通して早急に周知するよう求めた。</p>	<p>市発注の大蓮寺バイパス幹線整備工事は令和5年2月に完了しましたが、引き続き県が工事を施行するため、元町交差点の交通規制は継続することを広報および市ホームページで周知しました。</p>
<p>【上下水道課】 契約単価と異なった単価での購入について 次亜塩素酸ナトリウムについて、1缶あたり1,360円の単価契約に対し、1,300円で購入している事例が見受けられた。請求書の受領時には契約内容を確認することを求めた。</p>	<p>支払伝票起票時に契約単価の確認を徹底し、決裁時には別の職員による確認を必須としました。</p>
<p>【総務課】 公用車の事故について 公用車の事故が例年より多くなっていることから、職員の交通安全意識の向上と、交通事故の未然防止に努めるよう求めた。</p>	<p>所属長から交通安全に関する指導を行いました。また、私有車事故の未然防止も含め、交通安全意識の向上に努めるよう注意喚起を行いました。</p>

監査の結果（指摘事項等）	措置内容又は措置方針等（改善等内容）
<p>【総務課】 防災ハザードマップの作成委託業務について</p> <p>令和3年度に作成委託を行った防災ハザードマップについて、完成後に間違いが発覚し再度印刷を行う事例が見受けられた。チェックをすれば防げた事例であり、再発防止とチェック体制の強化を求めた。</p>	<p>次回作成時には今回の教訓を生かし、担当係以外の職員が一市民の視点から確認するようにするなど再発防止、チェック体制の強化を講じました。</p>
<p>【総務課】 まちづくり会館の会計事務について</p> <p>まちづくり会館においては各種団体の会計事務をおこなっているが、これに「にこにこ地域づくり事業交付金」の会計事務も加わることから、各団体会計の明細がわかるよう、適切な会計事務の執行を求めた。</p>	<p>各種団体の会計と「にこにこ地域づくり事業交付金」の会計を区別して出納簿を整備し、適切な会計事務の執行を行うよう周知しました。</p>
<p>【総務課】 防災関係の備品について</p> <p>防災関係備品については、セットで保管すべき物が別々に保管されている事例が見受けられた。今後は台帳と照合し定期的な確認と適正な管理を求めた。</p>	<p>備品が各避難所に分散しているため、備品の数量、所在をデータ等にて管理するようにしました。あわせて、各避難所の備蓄状況も定期的に確認を行っていくこととしました。</p>
<p>【財政課】 出納整理期間中の予算流用について</p> <p>教育会館の会館管理経費について、3月分のLPガス代を支払うため予算流用が認められていない出納整理期間中に、3月31日に遡り予算流用をおこなっていた事例が見受けられた。今後は適正な財務事務の執行に努められたい。</p>	<p>予算管理及びチェック体制を徹底し、適正な予算管理に務めるよう周知しました。</p>

監査の結果（指摘事項等）	措置内容又は措置方針等（改善等内容）
<p>【財政課】 職員組合からの光熱水費徴収について 職員組合から毎月光熱水費を徴収しているが、年に2回程度の徴収にするなど、効率的・効果的な財務事務の執行を検討されたい。</p>	<p>職員組合と協議の結果、年4回の徴収に変更するよう見直しを行いました。</p>
<p>【商工文化課】 指定管理施設の第三者委託について 白山平泉寺観光振興拠点施設の指定管理に関し、指定管理者が市の承認前に第三者と委託契約を結んでいる事例が見受けられた。この件に関しては以前にも指摘しており、今後は、このような事がないよう指導監督の徹底を求めた。</p>	<p>第三者との契約前には事前に市と協議を行い、契約前に承認を得るよう指導しました。 基本協定書及び業務仕様書の内容を定期的に確認し、適正に業務が実施されているか確認を徹底していきます。</p>
<p>【商工文化課】 重要文化財旧木下家住宅敷地への車の乗り入れについて 旧木下家住宅の敷地は車の乗り入れを制限しているが、あえて公用車を乗り入れ損傷させた事例があった。今後は、このような事がないよう厳重に注意することを求めた。</p>	<p>敷地への車の乗り入れをしないように職員、シルバー人材センターへ周知しました。また、車の乗り入れ禁止の看板を設置しました。作業する際は、周辺の人・建物・物品等に十分気をつけることを徹底しています。</p>
<p>【商工文化課】 勝山市キッチンカー導入支援事業補助金について キッチンカー導入支援事業補助金について、関係書類の中に反社会的勢力を排除する文面が盛り込まれていなかった。今後は文面を盛り込むよう求めた。</p>	<p>補助対象者に該当の確認書の提出を求め、既に受理しています。補助要綱により記載にバラつきがあるため、統一するよう庁内で調整しました。</p>

監査の結果（指摘事項等）	措置内容又は措置方針等（改善等内容）
<p>【商工文化課】</p> <p>団体会計の領収書について</p> <p>恐竜溪谷ふくい勝山ジオパーク推進協議会の会計事務について、領収書のコピーが貼り付けられている事例が見受けられたので、原本を貼り付けるよう求めた。</p>	<p>決済処理をしたクレジットカードの明細を添付したもので、今後は HP 上の投稿料、参加負担金の明示された部分と支払をしたことが分かる書類を添付することとしました。</p>
<p>【商工文化課】</p> <p>元禄線恐竜モニュメントの雪囲いについて</p> <p>恐竜モニュメントの雪囲いと撤去について、同じ業者に別々に委託されていた。経済的、効率的な面からも一緒にできないか検討を求めた。</p>	<p>令和4年度は恐竜モニュメントの雪囲いと撤去を一緒に委託しました。</p>
<p>【商工文化課】</p> <p>債権管理について</p> <p>勝山市移住促進引越費用助成事業補助金等の返還金について、事後調定が行われている事例が見受けられた。債権発生時には債権を明確にするため、債権管理台帳の整備の他、市税等と同様に適正な債権管理の徹底を求めた。</p>	<p>債権管理台帳の整備及び適正な債権管理を徹底することとしました。</p>
<p>【商工文化課】</p> <p>ふるさと納税パンフレットについて</p> <p>年度末にパンフレットを1,600部印刷している事例が見受けられた。今後は、このような事がないよう適正な事務執行を求めた。</p>	<p>パンフレットの内容は1月から12月までの1年間の寄附に対する結果とお礼であり、1月以降に集計等をしてから作成となるため年度末となります。</p>

監査の結果（指摘事項等）	措置内容又は措置方針等（改善等内容）
<p>【商工文化課】 指定管理施設を市が利用した場合の料金について</p> <p>指定管理の白山平泉寺観光振興拠点施設において、市が施設を利用し料金を支払うあいまいな事例が見受けられた。今後は他の指定管理施設との整合性も図られるよう市の公用減免の基準について検討するよう求めた。</p>	<p>他の指定管理施設との整合性を図り、市の公用減免の基準について検討しました。</p>
<p>【消防署】 証拠書類等の鉛筆書きについて</p> <p>団体会計等の証拠書類に鉛筆書きが認められた。勝山市会計事務規則第98条等には、証拠書類には鉛筆等の容易に消除することが出来るものを使用してはならないと規定しており、団体会計についても同規則等を遵守するよう求めた。</p>	<p>会計事務規則の重要性を細部まで理解しておらず、鉛筆書きで処理してしまいました。</p> <p>今後は、会計事務規則を遵守して事務処理を実施するよう周知しました。</p>
<p>【市民課】 診療報酬不正受給に関する対応の継続について</p> <p>元医院経営者の給与差し押さえにより損害賠償金の一部が市に納付されていたが、現在、経営者は所在不明となっている。については、債権回収にむけた有効な対応を引き続き検討するよう求めた。</p>	<p>所在把握のための調査を行っています。勤務先追跡のため前勤務先への聞き取りなど、今後の対応策を講じました。</p>
<p>【市民課】 民法上の和解金の支払いについて</p> <p>固定資産の代表相続人の選定に関し、法定相続人に必要としない相続関係調査を行わせ金銭的な損害を与えたことにより、和解金を支払った事案があった。今後はこのようなことが二度と起こらないよう再発防止を求めた</p>	<p>手続きのための書類発送時の確認が不十分であったため、複数人での再確認（発送前の登記簿等確認）をするよう再発防止策を講じました。</p>

監査の結果（指摘事項等）	措置内容又は措置方針等（改善等内容）
<p>【市民課】 予算流用について 後期高齢者医療特別会計において、複数年度に同様の予算流用が認められた。今後は、このような事がないよう適正な予算執行を求めた。</p>	<p>制度改正に対する広報費用について、令和2年度、3年度と流用により予算を確保して広報を行っていました。 今後は事前に予算を確保したうえで、適正な予算執行を行います。</p>
<p>【市民課】 再委託先の反社会的勢力排除について 一般的に業務委託契約においては反社会的勢力排除の確認はなされているが、再委託先については確認不足が懸念される。については、再委託先においても反社会的勢力の排除に厳正に取り組むことを求めた。</p>	<p>再委託先の反社会的勢力排除については、契約主管課である財政課とも協議し、今後とも厳正に対処します。</p>
<p>【市民課】 緑の広場(平泉寺町上野地係)の管理について 鳥獣害防止用の電気柵が入口に張られていたり、ベンチが傷んだまま放置されていたりするなどの事例が見受けられた。については広場の管理が適切にされるよう関係者との協議を求めた。</p>	<p>管理委託受託者からの報告を受けていたものの対応が遅れていました。今後は状況把握に努め、早期に対応するよう周知しました。</p>